

農林水産部及び土木部所管の建設工事に係る請負代金債権の譲渡に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、農林水産部及び土木部所管の建設工事の請負者が売掛債権担保融資保証制度を利用する場合における請負代金債権（以下「債権」という。）の譲渡に関して、必要な事項を定める。

第2 債権の譲渡人

債権の譲渡人は、売掛債権担保融資保証制度を利用する県内の建設業者（県内に建設業法第3条に規定する主たる営業所を有する者）とする。

第3 債権の譲受人

債権の譲受人は、富山県信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令第1条の2に規定する金融機関（銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合等。以下「譲受人」という。）とする。

第4 譲渡の対象となる債権

譲渡の対象となる債権は、農林水産部及び土木部所管の建設工事に係る請負代金債権とする。

ただし、次に掲げる工事に係る請負代金債権を除く。

- (1) 請負代金請求権が1億5千万円を超える工事
- (2) その他債権譲渡の承諾に不適當な事由がある工事

第5 譲渡される債権の範囲

- 1 譲渡される債権の額は、請負代金額から既に県が支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び富山県建設工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）により発生する県の請求権に基づく金額を控除した額とする。
- 2 工事請負契約が解除された場合においては、約款第31条第2項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に県が支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び約款により発生する違約金等の県の請求権に基づく金額を控除した額とする。
- 3 変更契約により請負代金額に変更が生じたときは、債権譲渡の承諾依頼及び承諾における請負代金額は、変更契約後の請負代金額に変更するものとする。

第6 申請要件

- 1 債権を譲渡しようとする受注者は、次の各号に掲げる要件を満たすときは、県に対して債権譲渡承諾依頼書（様式第106号の1）を提出する。
 - (1) 債権譲渡に係る工事が工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工事工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされ

ている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 前項の確認は、当該工事の監督員が工事工程表及び工事履行報告書により行う。

第7 下請負人等の保護

受注者に下請負人等（請負者と直接契約関係のある下請負人及び資材業者）がいる場合は、債権譲渡承諾依頼の際に受注者に下請負人等への支払計画書を提出させ、下請負人等の保護が図られているかを確認する。

第8 債権譲渡の承諾

1 県は、申請要件及び下請負人への支払計画が確認できたときは、債権譲渡承諾書（様式第106号の2）に日付を記入して請負者に交付する。

2 債権譲渡の承諾依頼について虚偽があった場合は、承諾の取消しを行うことができる。

第9 請負代金の請求

1 譲受人は、受注者が約款第31条に定める検査に合格して請負代金額が確定した場合に限り、譲り受けた債権の範囲内で県に対して請負代金を請求することができる。

2 譲受人は、前項の請負代金を請求するときは、県に対して請負代金請求書（インボイスの交付を求める場合にあっては請負代金請求書（インボイス））（様式第106号の3、様式第106号の4）を提出する。

3 受注者は、県の債権譲渡承諾後は、県に対して請負代金を請求することができない。

第10 請負者及び譲受人の責務

1 受注者及び譲受人は、債権を他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行ってはならない。

2 受注者の工事完成引渡債務は、債権譲渡後であっても一切軽減されるものではない。

附 則

この要領は、平成17年12月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。